

# 10月は里親月間です

■『里親』とは、さまざまな事情により家族と一緒に生活することができない子どもを家庭に迎えて育ててくださる方のことです。

■『里親制度』とは児童福祉法に基づき、公的な役割として子どもの健やかな育ちを支援する制度です。児童養護施設などと同じように、子どもに安定した子ども時代を提供する重要な役割を担っています。

■温かい家庭の味を知らず、里親さんとの暮らしを心待ちにしている子どもがいます。子どもが好きな方、子育てが一段落ついた方、子育て経験を生かしたい方など、里親制度に興味をお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。

里親になりませんか？  
あなたを必要としている子どもがいます。



## お問い合わせ先

岡山県津山児童相談所 子ども支援課  
〒708-0004 津山市山北288-1  
電話(0868)23-5131 FAX(0868)23-5132

## 終戦当時の引揚者の方々へ ～保管物件の返還について～

税関では、終戦後外地から引き揚げてきた方々が、税関などに預けられた通貨（紙幣）や証券などをお返ししています。

税関でお返ししている保管物件は次のとおりです。

- ・外地からの引揚者が、上陸地の税関、海運局に預けた通貨（紙幣）、証券類など。
- ・帰国前に外地の集結地において在外公館や日本人自治会などに預けた通貨（紙幣）、証券類のうち、その後日本に送還されたもの。

返還の申し出・お問い合わせは、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。

お心あたりの方は、下記税関までお気軽にお問い合わせください。



## お問い合わせ先

神戸税関 宇野税関支署  
〒706-0011 玉野市宇野1丁目8番1号  
電話(0863)31-5375